

「看護師の特定行為研修」実習ご協力をお願い

当院は、厚生労働省「特定行為に係る看護師の研修制度」の研修実施病院です。



特定行為について

特定行為とは、あらかじめ医師が定めた手順書[※]により、研修を受けた看護師が診療の補助を行うことです。

特定行為の詳細は、厚生労働省のホームページをご確認ください
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000077077.html>



特定行為研修の実習について

- 専門的な知識と技術が必要とされる特定行為を、研修を受けた看護師が医師からの手順書に基づいて、指導医の助言や指導を受けて実習を行います。
- 実施の際は事前に説明を行い、患者さまやご家族の同意を得て行います。
- 患者さまの安全性の確保を最優先し、事前に指導医の助言・指導を受けて臨みます。また、受講生が特定行為を行う際は、指導医のもとで一緒に行い、緊急時の連絡体制を整えるなど、安全には十分に配慮して行います。
- 患者さまやご家族は、実習に関するご意見やご質問がある場合は、いつでもたずねることができます。
- 患者さまやご家族は、いつでも実習の拒否を申し出ることができ、それにより不利益を被ることはありません。
- 実習をとおして知り得た患者さま・ご家族に関するいかなる情報についても、プライバシーの保護には十分留意します。
- 何卒、ご理解とご協力をお願いいたします。



※「手順書」とは、医師又は歯科医師が看護師に診療の補助を行わせるために、その指示として作成する文書であって、「対象患者」「看護師に診療の補助を行わせる患者の病状の範囲」、「診療の補助の内容」「特定行為を行うときに確認すべき事項」「医療の安全を確保するために医師又は歯科医師との連携が必要になった場合の連絡体制」「特定行為を行った後の医師又は歯科医師に対する報告の方法」が定められているものです。

患者相談窓口

- この実習に係る相談がある場合は、下記までお問合せください。

1階 総合医療相談センター内 患者相談窓口

当院で実施している看護師の特定行為研修

医師の指示の下、手順書により身体所見、検査結果等が医師から指示された病状の範囲であることを確認して以下の特定行為を実施しています。

特定行為区分	特定行為	実施内容
栄養に係るカテーテル管理 (中心静脈カテーテル管理) 関連	中心静脈カテーテルの抜去	首元の太い血管(静脈)に入っている点滴用の管を抜き、止血します
創傷管理関連	褥(じよく)瘡(そう)又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去	床ずれ(褥瘡)や皮膚の傷で血液がない部分を除去する処置を行います
	創傷に対する陰圧閉鎖療法	皮膚の傷に対して被覆剤で密封し、管を接続し吸引装置の設定を行います
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整	栄養状態等を改善するために、点滴量の調整を行います
	脱水症状に対する輸液による補正	体のミネラルのバランスを整えるために、点滴で調整を行います
感染に係る薬剤投与関連	感染徴候がある者に対する薬剤の臨時の投与	抗菌薬について調整を行います
血糖コントロールに係る薬剤投与関連	インスリンの投与量の調整	インスリン量の調整を行います
動脈血液ガス分析関連	直接動脈穿刺法による採血	手首や足の付け根にある血管(動脈)から採血をし、止血します
	橈骨動脈ラインの確保	手首の血管(動脈)にチューブを入れます

特定行為研修を修了したらどうなるの？

看護師が医療チームの一員として、患者さまの状態に応じ、タイムリーかつ迅速に適切な医療を提供することが可能になります。